

神奈川県動物愛護管理推進計画

— 人と動物の調和のとれた共生をめざして —

平成20年3月

神奈川県

目 次

第1	動物愛護管理推進計画策定の考え方	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画期間	1
第2	計画の施策展開の方向（施策展開の3つの大きな柱）	1
1	動物の愛護及び管理に関する活動の盛り上げ（大きな柱1）	1
2	長期的視点からの総合的・体系的アプローチ（大きな柱2）	2
3	関係者間の協働関係の構築及び基盤整備（大きな柱3）	2
第3	施策別取組み	7
施策1	普及啓発	7
施策2	動物の引取り数減少への取組み	10
施策3	動物の返還・譲渡の推進	13
施策4	所有明示措置の推進	15
施策5	動物による危害や迷惑の防止	16
施策6	遺棄・虐待防止の取組み	18
施策7	動物取扱業の適正化	19
施策8	実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進	21
施策9	人と動物の共通感染症への取組み	22
施策10	災害時対策	23
施策11	人材育成	25
施策12	調査研究の推進	27
第4	計画の推進	28
1	計画の周知	28
2	市町村との連携推進	28
3	関係団体等との連携推進	28
4	県及び政令五市の取組み	28
5	県民の意見反映	28
6	達成状況の評価と計画の見直し	28
参考資料	用語集	29

第1 動物愛護管理推進計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

神奈川県動物愛護管理推進計画（以下「計画」という。）は、核家族化の進行、飼養動物の伴侶化などの現状を踏まえ、飼い主、事業者、地域の住民、行政など、動物に関わるすべての人々により、メインテーマである「人と動物の調和のとれた共生」の実現に向けて、動物愛護管理行政を独自に推進している横浜市、川崎市（政令指定都市）、横須賀市、相模原市（中核市）及び藤沢市（保健所設置市）の五市（以下「政令五市」という。）と、県とが中心となって取り組む計画として策定しました。

この計画の施策展開にあたっては3つの大きな柱に基づき、具体的な施策別の取組みを設定しました。それぞれの取組みの中で現状の把握を行い、課題を見つけ、目標を掲げ、その目標を達成することをめざすために、県及び政令五市においては、それぞれの実情に合わせた動物の愛護及び管理に関する実施計画等を必要に応じて策定するなど、より具体的に施策に取り組むこととしました。

なお、計画については、定期的に施策の進行状況や方向性を評価し、見直しを行うこととしました。

2 計画期間

計画の期間は、平成20年度から平成29年度までの10年間とします。

第2 計画の施策展開の方向（施策展開の3つの大きな柱）

1 動物の愛護及び管理に関する活動の盛り上げ（大きな柱1）

動物の愛護及び管理に関する活動は、古い歴史を有していますが、これまでは参加者層が限定的であった傾向があります。

今後は、県民の間における共通した認識のもと、多くの県民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促すことができる施策を、学校、地域、家庭等において展開していきます。

施策1 普及啓発

2 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ（大きな柱2）

動物の愛護及び管理に関する施策の対象となる動物は、人の占有に係るほ乳類、鳥類及びは虫類に属する動物が幅広く対象とされており、その施策の分野も、普及啓発、適正飼養の推進、感染症予防等、広範囲にわたります。

また、動物の愛護及び管理に関する問題は、人の多様なライフスタイルや価値観等のあり方に深く関わるという性質を有しており、原因と結果が複雑に絡み合っていることから、施策の効果や結果がすぐには現れません。このようなことから、動物の愛護及び管理に関する施策を着実に進めていくため、長期的視点から総合的かつ体系的に以下の各種施策に取り組んでいきます。

- 施策2 動物の引取り数減少への取組み
- 施策3 動物の返還・譲渡の推進
- 施策4 所有明示措置の推進
- 施策5 動物による危害や迷惑の防止
- 施策6 遺棄・虐待防止の取組み
- 施策7 動物取扱業の適正化
- 施策8 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進
- 施策9 人と動物の共通感染症への取組み

3 関係者間の協働関係の構築及び基盤整備（大きな柱3）

動物の愛護及び管理に関する施策の展開を図っていくためには、行政機関、獣医師や動物取扱業などの団体、動物愛護団体等の適切な役割分担のもとに、動物の愛護及び管理に関する関係者のネットワークが重層的に作られていくようにする必要があります。

また、施策の推進を図るためには、これを支える基盤の整備も重要です。このため、行政機関内での連携を図るとともに、関係団体等との協働関係の構築や動物愛護推進員の委嘱の推進等を進めていきます。

- 施策10 災害時対策
- 施策11 人材育成
- 施策12 調査研究の推進

県及び政令五市の役割

県及び政令五市が主体となり実施している事業には、動物の捕獲・収容・返還・譲渡、苦情・相談対応、動物取扱業の登録・監視指導、特定動物の飼養許可・指導、動物愛護の普及啓発、人と動物の共通感染症対策、災害時の動物の救護対策等があり、その範囲は多岐にわたります。

動物愛護管理行政を担う機関として、県の動物保護センター、横浜市の畜犬センター、川崎市の動物愛護センター及び横須賀市の動物管理所（以下「センター等」という。）並びに県保健福祉事務所、横浜市福祉保健センター、川崎市保健福祉センター、横須賀市保健所、相模原市保健所及び藤沢市保健所（以下「保健所等」という。）が情報の集約と発信源として重要な役割を担っています。

また、市町村、関係団体等の活動に対しても支援するなど、計画を推進していく役割を果たします。

市町村の役割

動物愛護管理に関する課題の多くは地域社会に密着したものであり、課題解決のためには、地域の実情に応じた対応が必要となります。

なかでも市町村には、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び注射済票交付等の事務を行い、狂犬病予防の推進を図ること、また、地域における動物愛護管理の担い手の活動を支援するとともに、動物の愛護と適正飼養に関する飼い主の社会的責任の自覚を促し、動物の飼養に対する地域住民の理解を促進していく重要な役割があります。

また、震災等の災害発生時には、市町村が設置する避難所等に、飼い主が動物を同行してくることが想定されることから、避難所における動物の取扱いについて一定のルールを設け、必要に応じた設備や物資の備蓄等を行う必要があります。

飼い主の役割

飼い主が果たすべき役割の基本は、法令を遵守し、動物の生態、習性、生理に応じて、動物を生涯にわたり適正に飼養するという責務を果たすことです。

そのためには、飼養開始前の段階において、その動物の特性、飼養に要する経費、家族のうち誰が中心となって世話をするかなどについても、十分検討し、理解しておく必要があります。

また、地域社会のルールを遵守し、飼養動物が地域に受け入れられるよう、主体的に行動していくことにより、動物との共生社会の実現へ向けた重要な一端を担うことが求められます。

動物取扱業者の役割

動物取扱業者は、県民が動物と接することにおいて、最前線に位置づけられているといえます。したがって、動物を扱うプロフェッショナルとして、飼い主責務の浸透を図るなど、人と動物の調和のとれた共生社会実現の重要な役割を担っています。

このため、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）では、動物取扱業者に対して、適正な施設の維持管理と動物の取扱い、顧客に対する動物の取扱いに関する重要事項の説明、顧客などとの取引状況の記録と保管について、確実に実施することを求めています。

県民の役割

人と動物との調和のとれた共生社会は、地域の一員である県民一人一人の主体的な行動なしには実現しません。そのため、県民には、人が動物に対して抱く感情は個々に相違があることを前提として、地域社会の中で動物を愛護すべきと考える人と動物に対して苦手意識を持つ人や必ずしも好意を持たない人との相互理解を進め、我慢や対立ではなく、受容による調和のとれた関係を築いていく努力が求められます。

獣医師の役割

獣医師は、動物の生態、習性及び生理に関する知識が豊富であり、疾病及びけがの予防又は治療に携わるだけでなく、人と動物の共通感染症等の面から人の健康についても密接に関わる役割を担っており、人と動物が共生できる環境を築く立場にあります。

また、動物の飼い主と身近に接することから、動物の繁殖制限措置などの適正飼養や動物の感染症等についての正しい知識の普及啓発と指導を行うことなどが求められます。

動物愛護推進員の役割

動物愛護に熱意と知識を有する県民の中から知事等（政令指定都市及び中核市にあっては市長）が委嘱する動物愛護推進員には、地域における動物愛護の中心的な役割を果たすことが期待され、動物の愛護と適正な飼養についての普及啓発、住民の求めに応じた動物のみだりな繁殖の防止措置等に関する助言、動物の所有者の求めに応じた譲渡の斡旋その他必要な支援、行政の動物愛護管理施策への協力等の法令に定められた活動を行うことが求められます。

ボランティア、関係団体、教育機関等の役割

ボランティアや関係団体の役割の多くは、動物愛護推進員の役割と共通していますが、とりわけ動物愛護団体や獣医師の団体は、行政の動物愛護管理施策への協力や独自事業の実施を通して、県や市町村のパートナーとして、人と動物との調和のとれた共生社会づくりを牽引していくことが期待されています。

また、動物と接する機会の多い小学校や獣医畜産系大学等の教育機関においても、動物との触れ合いや動物の適正飼養と管理についての教育活動や調査研究の推進における連携等に取り組むことが求められます。

第3 施策別取組み

計画では、動物の愛護及び管理の基本的視点から、10年後の数値指標を次のとおり設定し、施策展開の3つの大きな柱により、具体的な施策に取り組んでいきます。

<10年後の数値指標>

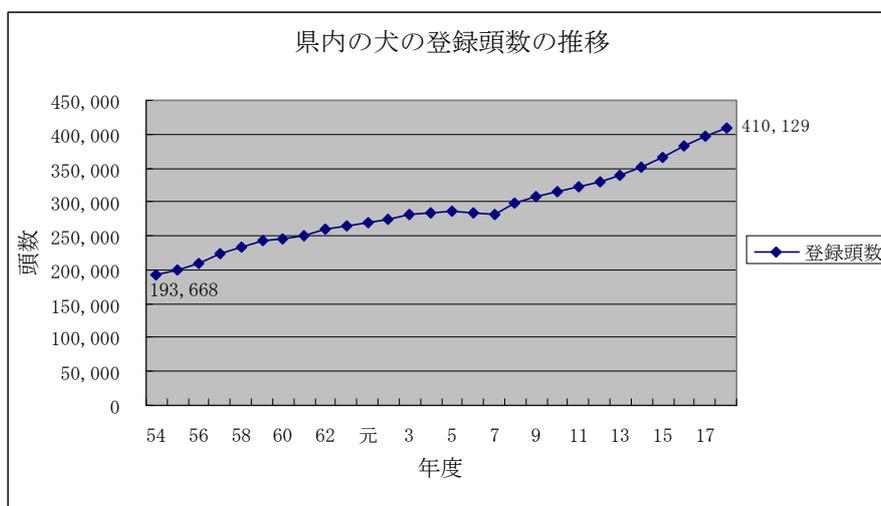
項目	数値指標(18年度実績対比)	18年度実績
動物の致死処分数	50%の減少	9,734頭(匹、羽)
動物の苦情件数	10%の減少	23,117件
犬の返還・譲渡率	75%に増加	64.5%
ねこの譲渡率	12%に増加	6%

動物の愛護及び管理に関する活動の盛り上げ(大きな柱1)

施策1 普及啓発

現状

人々の価値観の多様化等から動物愛護に対する関心が高まってきている中で、犬やねこなど動物の飼養数は増加しています。



一方では、動物による人への危害や迷惑の防止等、生活環境の保全の面から飼い主の自覚と責任ある飼養を求める声が強くなっています。

動物愛護及び管理の基本的考え方は、動物の命を尊重するという「すべての人を対象とする愛護」と、動物に起因する迷惑の防止などの「飼い主を対象とする適正飼養管理」の二面に分けられます。これらの動物の愛護及び管理に関する活動を推進する上で行政や関係団体の果たす役割は大きく、一定の効果を上げてきています。

課 題

動物愛護管理の基本的で重要な課題は、いかにして広く動物愛護思想と適正な管理の知識を定着させていくかにあります。

また、動物に対する関心は幼児期から芽生え、急速に成長することから、この時期から適切な教育を行っていくことが必要です。

目 標

幼児期からの動物とのふれあいなどの機会を通して、県民の動物愛護に関する精神を涵養するとともに、飼い主の果たすべき役割を周知し、そのモラルを向上することで適正飼養を確保し、人と動物との調和のとれた共生社会をめざします。

対 策

ア 動物愛護普及行事の実施

動物愛護管理法で定められた動物愛護週間（9月20日～26日）を広く周知し、意義あるものとするための動物愛護週間行事や、各地の催事に併せて行う動物愛護事業の充実を図り、動物愛護の普及啓発を図ります。

イ 適正飼養講習会等の開催

(ア) 動物とのふれあい、犬のしつけ、動物の適正飼養などの普及啓発を目的とした講習会や相談会、教室を開催します。

(イ) 県及び政令五市においては、それぞれの事例に応じて普及啓発用資料を作成し、講習会等に活用するとともに、情報共有の観点から相互に活用します。

ウ 教育現場での普及啓発の推進

- (ア) 幼稚園、小学校等の教育現場で成長過程に応じた動物愛護の取組みを行います。
- (イ) 動物愛護推進員、獣医師、教育関係者等と連携し、総合的な動物愛護の取組みを進めていきます。
- (ウ) 教育関係者に対し、学校飼育動物の適正飼養に関する研修を行い、動物愛護の普及啓発を図ります。

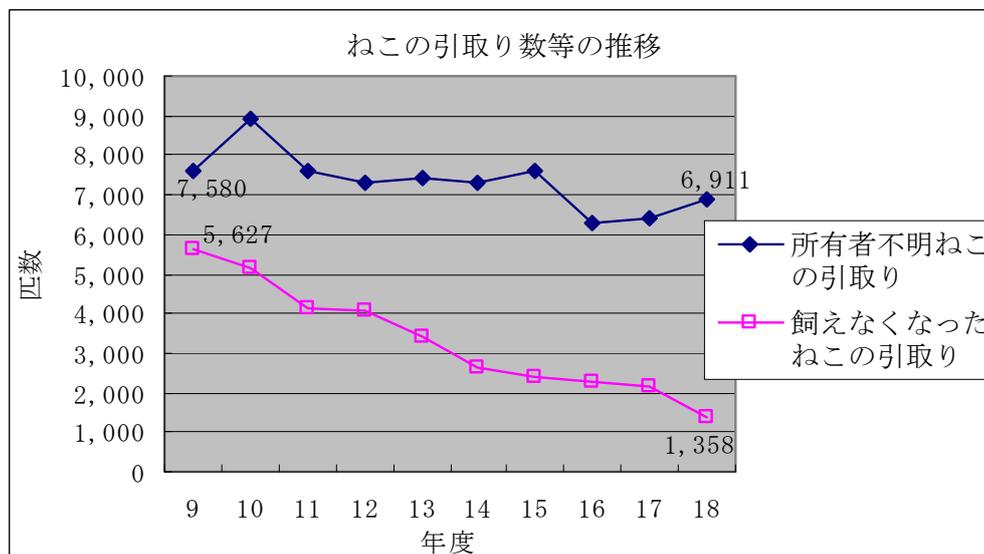
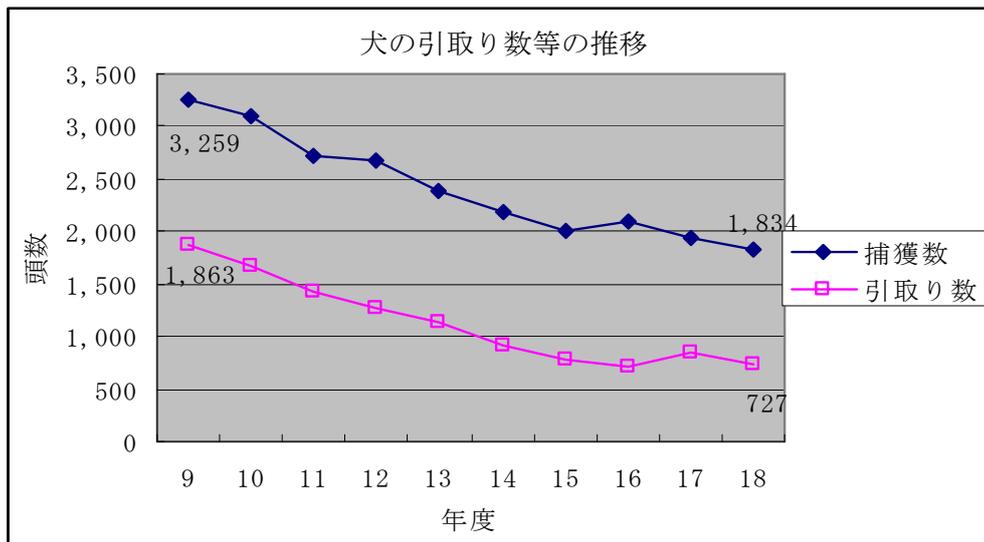
長期的視点からの総合的・体系的アプローチ（大きな柱2）

施策2 動物の引取り数減少への取組み

現 状

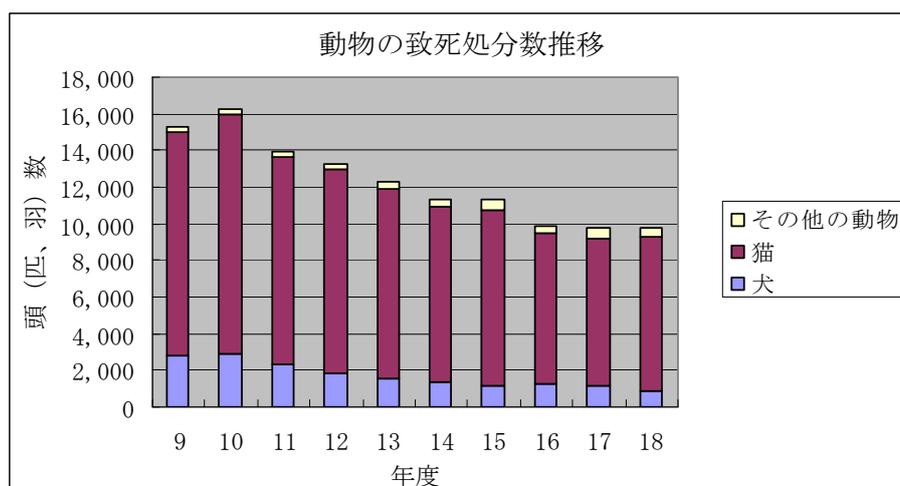
飼えなくなった犬の引取り数は年々減少をたどっていましたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。また、犬の捕獲頭数は、年々減少の傾向にあります。

一方、飼えなくなったねこの引取り数も年々減少していますが、犬の引取り数を上回っています。また、平成9年度から平成18年度までの10年間の所有者不明のねこの引取り数については、平成10年度のピーク時と比較すると減少しているものの、年度により増減がみられます。



犬の引取り及び捕獲数をあわせた全ての収容犬について、飼い主への返還及び新たな飼い主への譲渡を推進するこれまでの取組みによって、この10年間で致死処分された犬の頭数は約3分の1にまで減少しました。

引き取ったねこのうち、譲渡された数を除いた致死処分数については、10年前と比較して約3分の2まで減少しましたが、ここ数年は、ほぼ横ばいで推移しています。これは、飼い主のいないねこが産んだ幼ねこの引取りが大半であり、自活できないことから譲渡することができずに致死処分されているためです。



また、負傷等動物の収容については、その大部分をねこが占めていて、屋外飼養や飼い主のいないねこが、交通事故等により負傷する事例が多いことが考えられます。

負傷等猫の収容数推移

年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
負傷等猫の収容数	1,401	1,533	1,669	1,575	1,755	1,882	2,088	1,731	1,756	1,246

課 題

ア 飼い主の都合で引き取られる犬やねこ等がいることから、飼い主が終生飼養の重要性を認識することが必要です。

イ ねこの引取りについては、幼ねこが多いことから、みだりな繁殖を防止することが必要です。

目 標

引取りや収容される動物の数を減少することにより、致死処分される動物の減少をめざします。

対 策

- ア 動物の飼い主に対して、獣医師、動物愛護団体等との連携のもと、不妊去勢手術等の繁殖制限措置のさらなる普及啓発と実施の推進を図ります。
- イ 飼い主自らが譲渡先を探すよう指導していきます。また、終生飼養の意味を繰り返し説明し、動物が飼い主のもとで最期を迎えられるように、指導していきます。
- ウ 動物を安易に飼養しないこと、飼養開始前にその動物の情報を収集して理解しておくことについて、動物取扱業者等を通して普及啓発を行います。
- エ 動物の飼い主に対する適正飼養講習会の充実を図ります。
- オ 飼い主のいないねこに対して、ボランティア、関係団体等の協力を得ながら、不妊去勢手術等の繁殖制限措置の実施の推進を図ります。

施策3 動物の返還・譲渡の推進

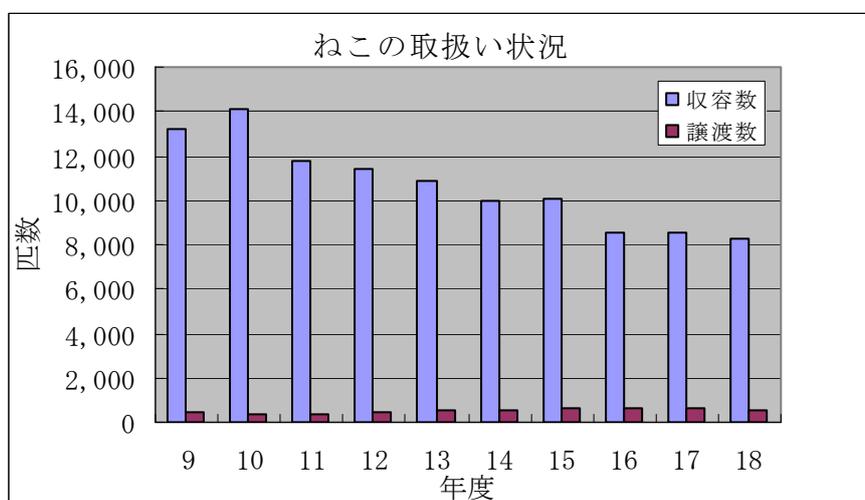
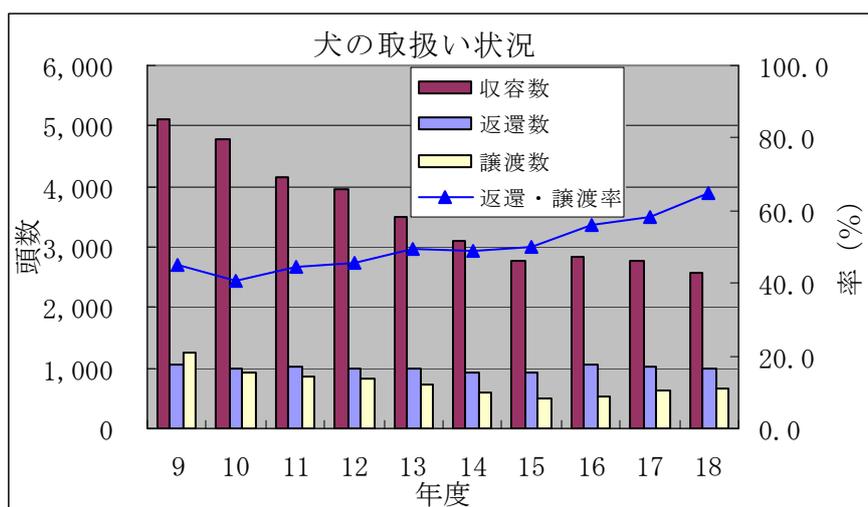
現 状

センター等や市町村では、収容された動物の特徴を公示し、飼い主自らが探すことができるようにしています。

さらに、犬については飼い主の元に戻ることの出来る機会を増やすため、インターネットで収容犬の写真を見られるように公開することなどの取組みの実施から、犬の返還率（捕獲された犬のうち飼い主に返還された犬の割合）は年々向上し、平成18年度には約55%となっています。

犬の譲渡数は、ほぼ横ばいの傾向にあります。捕獲・引取りによりセンター等に収容された全ての犬のうち、返還または譲渡された犬の割合（返還・譲渡率）は、約65%となっています。

ねこについては、収容されるねこのほとんどが自活できない幼ねこであり、飼養困難であることから、譲渡されるねこは少ないのが現状です。



課 題

- ア 犬は予想以上に行動範囲が広く、捕獲された場所により収容される施設が異なる場合があることから、飼い主が情報収集することができるよう、関係機関による情報の共有化と相互の情報発信が必要です。
- イ 収容された幼ねこは、その飼養管理が難しいため譲渡が困難であることから、収容数を増やさないためにみだりな繁殖を防止することが必要です。

目 標

引取りや収容された動物が、一頭でも多く生存できるような機会を可能な限り求め、動物の返還・譲渡の推進をめざします。

対 策

- ア 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び鑑札装着、マイクロチップ装着などの所有明示措置の徹底など飼い主指導の強化とインターネットなどによる収容動物情報の検索体制の充実等を推進します。
- イ ボランティア、関係団体等との連携、譲渡方法の見直し等により更なる譲渡の推進を図ります。
- ウ 不妊去勢手術等の繁殖制限措置の普及啓発と実施の推進を図ります。

施策4 所有明示措置の推進

現 状

犬については、狂犬病予防法に基づく登録時に交付される鑑札を装着する義務がありますが、その装着率は十分とはいえません。また、登録そのものについても、十分に実施されていないのが現状です。

その他の動物についても、所有明示のためにマイクロチップ等を装着する方法もありますが、その装着率はまだ低いのが現状です。

課 題

ア 犬については、鑑札装着の着実な実施を推進する必要があります。

イ 所有明示措置の意義及び役割等についての飼い主の理解を深めるとともに、所有明示措置の実施を推進する必要があります。

目 標

所有明示措置を推進することにより、動物の盗難、遺棄及び迷子の発生防止を図り、飼い主の元への返還率を高めるとともに、所有者責任の所在を明確にすることにより、飼い主の自覚を促していきます。

対 策

ア 犬については、市町村、獣医師等と協力し、狂犬病予防法に基づく登録の推進及び鑑札装着の徹底に努めます。

イ その他の動物についても、獣医師等との連携により、マイクロチップ等による所有明示措置の意識啓発に努めます。

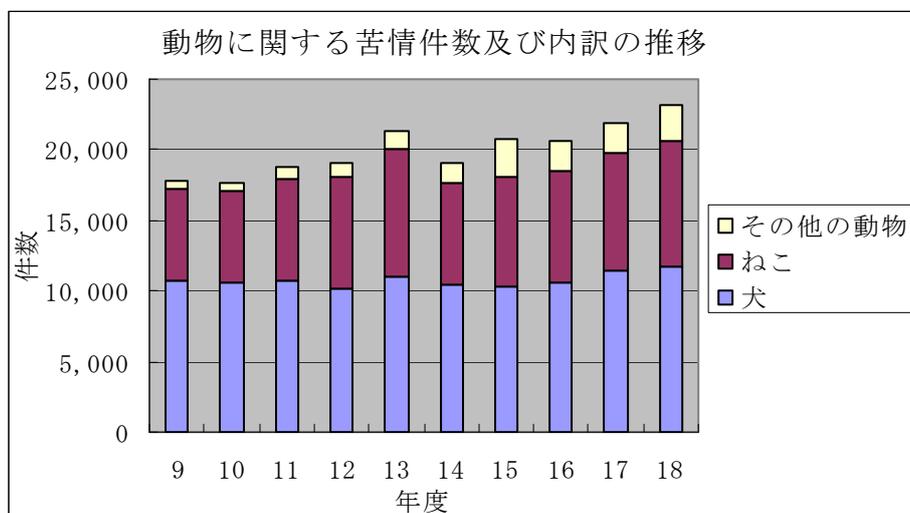
施策5 動物による危害や迷惑の防止

現 状

犬やねこなどの動物を飼養する県民は増加の傾向にあり、保健所等にはその不適正な飼養についての苦情や犬によるこう傷事故発生の届出等が多く寄せられています。特に人口の集中する都市部では、鳴き声、糞尿問題など、動物の飼養に関する苦情が多い傾向にあります。また、飼い主の管理能力を超えた、動物の多頭飼育に起因する問題もあります。

一方、飼い主のいない動物に関する苦情も行政機関に多く寄せられており、中でもねこについての苦情は年々増加傾向にあります。飼い主のいないねこに対する考え方には住民によって大きな隔たりがあり、直接の飼い主もいないことから、取扱いに関する指導も困難である場合が多く、根本的解決に至らない事例が多くなっています。

なお、人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれのある動物については、動物愛護管理法に定められた特定動物として、許可を受けて飼養又は保管されていますが、個人の趣味としての飼養形態も増加の傾向にあります。



課 題

- ア 動物の飼い主に対する適正な飼養管理に関する知識の普及啓発が必要です。
- イ 飼い主のいないねこが、住民との調和をもって共生できるような取り組みが必要です。

目 標

飼い主等に対し、動物の適正飼養管理についての周知徹底を図ることにより、動物に関する危害や苦情件数の減少をめざします。

対 策

- ア 動物の適正飼養の推進、居住環境に応じた飼養方法、飼い主のいないねこの適正管理等についてのガイドラインを作成することなどを検討し、住民間での相互理解を深め、地域での問題解決を図ります。
- イ 講習会の実施、飼い主や自治会への情報提供等を通じて、広く動物の適正飼養及び管理の普及啓発を図ります。
- ウ 特定動物については、飼養保管許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置、所有明示措置等を確実に実施するよう指導を実施します。
- エ 動物愛護管理法の対象とならない動物については、関係機関や部局と協力し、問題の解決に努めます。

施策6 遺棄・虐待防止の取組み

現 状

安易な気持ちから飼養して飼いきれなくなった動物や、不妊去勢手術等の繁殖制限措置を実施せずに増えてしまった動物を遺棄する事例が後を絶ちません。遺棄された動物が国内の動物の生態系を乱したり、こう傷事故等を起こしたり、苦情の原因となる可能性があります。

また、虐待は飼い主の知識不足による誤った飼養方法によるものや、明らかに意図的に行われるものなど様々なケースがあります。

いずれも人目のつかないところで行われるため、多くは未然に防ぐことが難しいという現状があります。

課 題

ア 動物は命あるものであるという動物愛護精神の普及啓発を進める必要があります。

イ 動物の生態、習性、生理等に関する知識の理解不足により飼養困難とならないように、安易に飼養しないこと、動物を飼養する場合には、事前に情報を収集して理解しておくことが必要です。

ウ 遺棄・虐待は動物の生命にかかわることなので、行政機関や警察等は積極的な取組みに努める必要があります。

目 標

動物愛護と適正飼養の普及啓発を図り、遺棄や虐待に関する問題の減少をめざします。

対 策

ア 動物取扱業者、獣医師、動物愛護団体等との連携のもと、動物の飼い主に対して、安易な飼養開始の防止、終生飼養と繁殖制限措置のさらなる普及啓発と実施の推進を図ります。

イ 遺棄・虐待は住民からの通報により発見されることが多く、またその防止にも住民の協力が欠かせないことから、自治会、ボランティア、動物愛護団体、動物愛護推進員等の協力を得て、遺棄・虐待の問題に取り組むとともに、警察等関係機関との連携と協力を図り、迅速に対応していきます。

施策7 動物取扱業の適正化

現 状

動物取扱業者は、県民に動物を提供するという役割を担っているとともに、飼い主と動物がよきパートナーとなるように補助する役割も求められています。しかし、一部の動物取扱業者においては、動物の不適切な取扱いによるトラブルや感染症の発生などがみられます。

動物取扱業施設数等の推移（平成18年度末現在）

年度	14	15	16	17	18	
施設数	1,229	1,323	1,421	1,554	1,279	
延べ施設数	2,022	2,230	2,426	2,664	1,627	
営業種別	販売	559	603	657	731	654
	貸出し	28	33	39	46	38
	保管	834	890	950	1,019	774
	訓練	92	102	108	122	129
	展示	30	33	39	40	32
	美容	479	569	633	706	—

- ※ 平成17年度までは条例に基づく届出施設数、平成18年度は動物愛護管理法に基づく登録施設数(法改正による移行期間中のため、参考値)
- ※ 営業種別を複数有する事業所があるため、届出(登録)施設数と営業種別の合計(延べ施設数)は一致しない。

課 題

動物取扱業のより一層の適正化を図るため、監視・指導等を行い、動物取扱業の登録制度の適切な運用を図っていくことが必要です。

目 標

監視・指導や研修の実施などを通じて、動物取扱業者の資質向上を図り、動物取扱業者に係るトラブルや苦情件数の減少をめざします。

対 策

ア 動物取扱業者に対し、標識等の掲示や販売時における事前説明が適切に行われているか監視・指導するとともに、動物の飼養や保管、施設の衛生管理、動物の輸送等、業務の実態を把握し、適切な監視・指導を実施していきます。

また、法令を遵守しない場合には、事業者に対しての指導を行い、指導により改善が見られない場合の措置としての勧告、命令などの行政処分を含め厳正に対応していきます。

イ 動物取扱業者の資質の向上

(ア) 動物取扱責任者に対して実施している、飼養管理等に関する資質の向上を目的とした研修を更に充実し、動物取扱業者の社会的役割と責任を認識させるとともに、動物愛護精神の普及啓発を図ります。

(イ) 動物取扱業者の信頼性の向上と健全な発展のために、業界自らが主体となって実施する取組みに協力し、支援していきます。

(ウ) 動物取扱業者に対し、動物の取扱い、適正な繁殖管理、従業員教育、記録の保管等に関する指導を行い、マニュアル等による自主管理の推進を図っていきます。

施策8 実験動物及び産業動物の適正な取扱いの推進

現 状

学術研究や畜産物の生産のために飼養されている実験動物や産業動物については、その飼養目的に応じた適正な飼養管理を求められており、飼養者はその対策を講じています。

しかしながら、動物の愛護及び管理の観点からの飼養実態については十分に把握されていないのが現状です。

課 題

実験動物や産業動物についても、動物の愛護及び管理の観点からの飼養実態を把握するとともに、対策を実施するにあたっては、関係機関や関係団体等との連携を図っていくことが必要です。

目 標

実験動物においては「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（平成18年4月28日環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。）が、産業動物においては「産業動物の飼養及び保管に関する基準」（昭和62年10月9日総理府告示第22条）が定められていることから、関係機関や関係団体等と連携を図り、これらの基準に基づく適正な飼養管理をめざします。

対 策

ア 実験動物飼養施設における飼養状況や自主的な指針等の整備状況を把握するとともに「3Rの原則※」の推進を図り、飼養保管基準等の普及啓発により、管理者による自主管理の推進を図ります。

イ 産業動物に関しては、関係機関や関係団体等と連携し、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」の周知徹底を図ります。

※ 3R：苦痛の軽減（Refinement）、使用数の削減（Reduction）、代替法の活用（Replacement）

施策9 人と動物の共通感染症への取組み

現 状

動物の飼い主や動物取扱業者等に対し、動物に起因する感染性の疾病予防に関する啓発指導を行うとともに、これら人と動物の共通感染症の発生又は発生の疑いがある場合には、発生施設等への立入検査を行い、拡大防止などの必要な措置を実施しています。

しかし、人におけるペットからのオウム病の感染事例や渡航先での狂犬病の感染事例など、人と動物の共通感染症に対するリスクが高まっており、危機管理体制は充分とは言えない状況にあります。

課 題

平常時から情報収集及び人と動物の共通感染症の予防対策を講じるとともに、発生時には迅速かつ的確な対応が出来るよう体制を充実・強化する必要があります。

目 標

動物の飼い主や動物取扱業者などの動物に関わる人が、人と動物の共通感染症についての正しい知識を持つことにより、その発生及び発生時の拡大防止を図ります。

対 策

- ア 獣医師や教育機関等と連携し、動物の飼い主や動物取扱業者等への普及啓発及び指導を実施していきます。
- イ 人と動物の共通感染症の発生時に備えて平常時から情報収集及び対策を講じるとともに、発生時には迅速かつ的確な対応ができるようにするため、関係機関、関係部局との連携体制を構築します。
- ウ 感染症発生時における感染拡大防止に必要な体制と対応マニュアルの整備等を図ります。特に、国内で犬等の狂犬病発生時の対応マニュアルを作成します。

関係者間の協働関係の構築及び基盤整備（大きな柱3）

施策10 災害時対策

現 状

災害時の動物救護対策については、県、政令五市及び市町村それぞれが対応を図っていますが、連携のとれた広域的な体制は整備されていない状況です。

課 題

ア 地震、津波等の緊急災害時には、人と生活を共にしている動物も多大な被害を受けることが明らかであり、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置を行うことができる動物救護体制を構築していく必要があります。

イ 飼い主が家族の一員である飼養動物とともに避難所での生活を希望する場合、他の人に迷惑にならないような対策が必要です。

目 標

緊急災害時における動物救護体制の充実をめざします。

対 策

ア 発生時対応の体制整備

(ア) 地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置づけの明確化、災害時の動物救護に関する指針等の作成などを通じて、負傷動物や飼い主不明の動物の保護等、動物救護に関する体制の整備を図ります。

(イ) 緊急被害発生時の対応は、市町村が活動の主体となりますが、災害の規模が大きい場合は、被災地域の行政機関が単独で対応することは極めて困難です。県と市町村、政令五市、関係団体、ボランティア等との災害時相互支援協力体制を整備し、連携して動物救護活動にあたります。

(ウ) 災害により動物が逸走し、人への危害防止や安全対策の面からの迅速な対応が必要となる場合に備え、警察、消防、市町村の関係部

局及び動物園等関係機関との連携体制を整備します。

イ 動物の飼い主等への対策

- (ア) 動物の飼い主に対し、避難場所の確認・動物の非常食の備蓄・同行避難の際の管理方法・必要なしつけ・不妊去勢手術等、災害に対し普段から備えておくべき事、緊急時にとるべき措置等について、適正飼養講習会、広報、パンフレットの配布などを活用し、普及啓発を図ります。
- (イ) 特定動物の飼い主や動物取扱業者に対し、施設設備の保守点検の徹底と非常の際の動物の飼養管理や移動手段・移送先の確保などについて指導していきます。

施策11 人材育成

現 状

- ア 行政では、職員、獣医師会会員、動物愛護推進員等を対象とした講習会やボランティア等との協働で実施する適正飼養の普及啓発事業などにより人材育成を図っています。
- イ 獣医師会では、学校で飼養している動物について不妊去勢手術の実施や生徒に対する適正飼養の普及啓発、動物に関するシンポジウムの開催などを実施しています。
- ウ 動物愛護推進員については、一部の地域で委嘱されていますが、所属する団体の活動が大部分であり、動物愛護推進員として、地域における動物をめぐる問題の解決まで至った事例はまだ少ないのが現状です。

課 題

- ア 動物愛護管理に関する施策の推進のためには、行政、ボランティア、関係団体等、動物愛護の推進にあたる関係者の資質を全体的に向上させるとともに、関係者のすそ野を広げていく対策や関係者が協働して取り組むための意見交換の場などが必要です。
- イ 動物愛護推進員については、県内におけるバランスのとれた委嘱と、その活動に応じた知識や技術の習得や向上が必要です。

目 標

関係機関や関係団体等における人材育成や関係者間のそれぞれの連携を深めることにより、動物愛護管理対策にあたる体制の構築をめざします。

また、動物愛護推進員制度の充実により、動物愛護推進員と協働して課題の解決を図ります。

対 策

- ア 地域における問題への取組みなどの相互の情報交換を図るための会議を定期的に行うとともに、県及び政令五市において知識及び技術の向上を図るための研修等を行います。
- イ 動物愛護管理法第39条に規定される協議会を設置し、動物愛護推進員の委嘱及び活動の支援母体とするとともに、活動計画の協議調整のほか、動物愛護推進員の資質の向上を図ります。
- ウ 動物に関する問題の多くは地域に密着したものであることから、それ

に対応するため、地域の状況や県内におけるバランスを考慮した動物愛護推進員の委嘱を推進し、地域行政と協働で地域の課題解決を図ります。

また、動物愛護推進員活動を実効性のあるものにするため、地域の実情や活動状況を協議会等で検討のうえ、委嘱後の活動を支援します。動物愛護推進員の知識及び技術の向上を図るための研修などの支援を行うとともに、パンフレット等で活動内容を広く紹介します。

エ 関係団体等が行う講習会や研修等を支援していきます。

施策12 調査研究の推進

現 状

動物の愛護及び管理に関する調査研究は、関係する分野が多岐にわたり、かつ応用的であるといった特徴を有することから、その知見等が体系的に整理されているとはいえず、また動物愛護管理の推進にあたり必要となるデータについても不足している状況にあります。

課 題

動物愛護管理対策を進めるためには、科学的な知見等に基づいた施策の展開も重要であることから、動物の飼養実態を把握するための基礎的なデータの収集などの調査研究を推進するとともに、それぞれの成果の整理をする必要があります。

目 標

調査研究の連携体制の整備を図り、調査研究を推進するとともに、得られた知見等を動物愛護管理の施策に反映していきます。

対 策

- ア 行政機関、関係学会、獣医畜産系大学及び研究機関等における連携体制の整備を図ります。
- イ 動物愛護管理の施策推進のため、地域社会と動物に関する調査研究、動物の飼養実態に関する調査研究、人と動物との共通感染症に関する調査研究などに取り組んでいきます。
- ウ 県民に対し、調査研究により得られた科学的な知見等の提供を図ります。

第4 計画の推進

1 計画の周知

この計画を市町村、関係機関及び関係団体に周知するとともに、広報、ホームページ等により広く県民に周知し、計画に対する理解と協力を得られるよう努めます。

2 市町村との連携推進

市町村との連絡会議等において定期的な情報交換を行うとともに、動物愛護管理や人と動物の共通感染症に関する新しい情報・知見等の情報提供を行い、担当者の業務への取組みを支援します。

3 関係団体等との連携推進

動物に関する具体的な課題に対応するため、ボランティア、関係団体、教育機関等との連携体制を整備していきます。

4 県及び政令五市の取組み

県及び政令五市においては、それぞれの取組み状況に合わせ、必要に応じて具体的な目標等を定めた実施計画等を策定し、計画の達成に向けて取り組んでいきます。

5 県民の意見反映

動物の愛護及び管理に関する意見を寄せる窓口を広く周知し、寄せられた意見を施策に反映していきます。

6 達成状況の評価と計画の見直し

計画の達成状況については、年度毎に分析、評価を行います。

また、計画は定期的な評価、社会情勢の変化等を踏まえ、5年後を目途に見直しを行います。

参考資料

用語集

- オウム病 人と動物の共通感染症の1つで、クラミジアという微生物が原因。オウム等鳥類全般に感染し、人は主に感染している鳥類の唾液や糞便により感染する。
- 狂犬病 人と動物の共通感染症の1つで、狂犬病ウイルスが原因。ほ乳類全般に感染し、咬傷等により人にも感染する。人や犬では、発病した場合の死亡率はほぼ100%である。
- コンパニオンアニマル 伴侶動物。飼い主が家族の一員のように考え、飼養している家庭動物をこのように呼ぶことがある。
- 3Rの原則 国際的に普及・定着している実験動物及び実験動物の福祉の基本理念のことで、Russell & Burchによって1959年に提唱された。苦痛の軽減(Refinement)、使用数の削減(Reduction)、代替法の活用(Replacement)と、頭文字が3つともRであることから、3Rの原則という。
- 所有明示措置 鑑札やマイクロチップ等の装着により、個体識別が出来るようにすること。
- 動物愛護推進員 地域における動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうち、知事又は政令指定都市及び中核市の市長から委嘱を受けて、犬、ねこ等の愛護と適正飼養の重要性などについて住民の理解を深める等の活動を行う者をいう。動物愛護管理法に定められた活動としては以下のものがある。
- 一 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
 - 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、ねこ等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
 - 三 犬、ねこ等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。

四 犬、ねこ等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をする
こと。

○動物取扱業

動物の販売、保管等を業として行うことをいう。動物愛護管理法の規定により業を営もうとする者は、知事又は市長（横浜市、川崎市及び横須賀市）の登録を受けなければならない。事業所ごとに動物取扱責任者の設置義務がある。動物取扱業には、次の種別がある。

- ・ 販売
動物の小売や卸売やそれらを目的に繁殖や輸出入を行う業。ペットショップ、ブリーダー、インターネット等による通信販売など。
- ・ 貸出し
動物を貸すことを業とするもの。ペットレンタル業者など。
- ・ 保管
動物を預かることを業とするもの。ペットホテル、ペットシッターなど。
- ・ 訓練
顧客の動物を預かり訓練を行うことを業とするもの。訓練・調教業者など。
- ・ 展示
動物を展示することを業とするもの。動物園、水族館など。

○動物取扱責任者

動物取扱業の施設において、その業務を適正に実施するために動物取扱業者が事業所ごとに選任する者。動物愛護管理法の規定により、知事（政令指定都市にあっては市長）が実施する動物取扱責任者研修を1年に1回以上受講する義務がある。

○動物の譲渡

飼い主からの引取り又はセンター等に収容された犬、ねこ等について、新たな飼い主を探して譲ること。

○動物の引取り

飼い主のやむを得ない事情により飼えなくなった犬、ねこ等の動物を保健所等及びセンター等で引き取ること。

- 動物の返還 センター等に捕獲・収容された犬等が、元の飼い主のところに帰ること。
- ・返還率 捕獲されてセンター等に収容された犬のうち、飼い主に返還された犬の割合。
- ・返還・譲渡率 捕獲、引取りによりセンター等に収容された全ての犬のうち、返還又は譲渡された犬の割合。
- 特定動物 トラ、ニホンザル、タカ、ワニ、マムシなど人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれのある動物のこと。動物愛護管理法に基づき、約 650 種が選定されている。特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、知事又は市長（横浜市、川崎市及び横須賀市）の許可を受けなければならない。
- 人と動物の共通感染症 感染症のうち、種の壁を越えて人と動物とに感染性を示す感染症の総称。「人獣共通感染症」、「動物由来感染症」、「ズーノーシス」ともいう。世界保健機関（WHO）では、ズーノーシスを「脊椎動物と人の間で自然に移行するすべての病気または感染」と定義している。
- 負傷等動物 動物愛護管理法で定められた、道路、公園その他の公共の場所において、疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこ等の動物のことをいう。負傷等動物の発見者は、飼い主等に対して通報するよう努めなければならない。
- マイクロチップ 2mm×12mm の生体適合ガラスで覆われた電子標識器具。15 桁の数字が電子データとして書き込まれている。皮下に注入し、専用のリーダー（読取機）で感知してデータを読み取る。